

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部子育て相談課	
契約締結年月日	令和6年5月29日	
業 務 名	子どもへの暴力防止プログラム研修実施業務委託	
業 務 の 概 要	子どもたちに自分自身の権利について分かりやすく伝え、その権利を奪おうとする虐待やいじめ、性暴力などのあらゆる暴力から自分を守るため、子ども自身が本来持っている力を引き出すプログラム。	
契約金額(税込)	858,000 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	特定非営利活動法人あいちCAPプラス	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	CAPプログラムは、NPO法人CAPセンター・JAPANにより著作権で管理されており、登録された団体のみで提供することができる。あいちCAPプラスはCAPプログラムの提供が可能であり、また、本市が仕様書で示す研修内容、日程に関して実施可能であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部子育て相談課です。